令和5年度奈良県食の安全・安心行動計画

奈 良 県

一 目 次 一

第1章	食の安全・安心確保に関する奈良県の方針	1
第2章	食の安全・安心確保に関する奈良県の取り組み	2
第1領	う 消費者への食品安全・安心確保のための推進	2
1	消費者との相互理解と意見の反映	2
2	食品の安全に関する情報提供・公開の推進	3
3	食品の安全・安心に関する教育活動	5
4	食品表示適正化の推進	6
5	県産食品の信頼性の確保	7
第2頁	5 生産から流通・消費における食品の安全確保の推進	1 0
1	生産段階における指導・監視の強化	1 0
2	製造、加工、調理段階における監視・指導の強化	1 4
3	流通段階における監視・指導の強化	1 5
4	試験検査体制の充実	1 6
5	食品の安全に係る調査の実施	1 6
6	自主管理体制の推進及び支援	1 9
7	食品の安全に係る関係機関との連携強化	2 0
第3頁	新たな食品安全行政に対応するための体制等の充実	2 1
1	奈良県食品安全・安心推進本部等の設置	2 1
2	行政対応窓口の一元化	2 2
3	危機管理体制の充実	2 2

第1章 食の安全・安心確保に関する奈良県の方針

近年多種多様な食品に起因する事件の続発により食品の安全性に対する県民の信頼は大きく揺らいでいます。そこで、より一層食品の安全・安心確保を図るため、「県民への安全・安心な食品の提供」を目的として「なら食の安全・安心確保の推進基本方針」を策定しました。

この基本方針のもとに県は、生産者、製造・加工、流通・販売等食品等事業者及び消費者と相互に連携し、県民の安全で安心できる食生活の実現と健康の保護に向けて積極的に取り組んでまいります。

なら食の安全・安心確保の推進基本方針

【基本的な考え方】

食品の安全・安心確保対策は、県民が健康で安全・安心な生活を営むためには、欠くことのできない重要な施策であり、生産、製造・加工、流通・販売、消費のすべての段階において予防原則にたった総合的な対策を推進する必要があります。食品を通じた安全・安心な社会づくりを実現するためには、生産者、製造・加工業者、流通・販売業者、消費者ならびに県がそれぞれの役割を十分に認識し、相互の理解と協力のもと、その役割を果たすことが重要です。

基本方針1:消費者への食品安全・安心の確保

- 1 消費者との相互理解と意見の反映
- 2 食品の安全に関する情報提供・公開の推進
- 3 食品の安全・安心に関する教育活動
- 4 食品表示適正化の推進
- 5 県産食品の信頼性の確保

基本方針2:生産から流通・消費における食品の安全確保

- 1 生産段階における指導・監視の強化
- 2 製造、加工、調理段階における監視・指導の強化
- 3 流通段階における監視・指導の強化
- 4 試験検査体制の充実
- 5 食品の安全に係る調査の実施
- 6 自主管理体制の推進及び支援
- 7 食品の安全に係る関係機関との連携強化

基本方針3:新たな食品安全行政に対応するための体制等の充実

- 1 奈良県食品安全・安心推進本部等の設置
- 2 行政対応窓口の一元化
- 3 危機管理体制の充実

第2章 食の安全・安心確保に関する奈良県の取り組み

生産、製造・加工、流通・販売、消費の各段階における関係者が一体となって安全で安心できる食生活の実現と健康の保護を図ることを目的として策定した「なら食の安全・安心確保の推進基本方針」に基づき、実施する事業を、基本方針ごとに紹介します。



第1節 消費者への食品安全・安心確保のための推進

1 消費者との相互理解と意見の反映

【基本方針】

消費者及び生産者や製造・加工、流通・販売等の食品等事業者とリスクに関する情報・意見を交換する仕組みを設け、相互理解を深めるとともに、消費者の意見を施策に反映できるよう努めます。

消費者等との意見交換促進

生産・加工・流通等食品に関わる各段階の事業者や消費者の代表及び学識経験者等で奈良県食品安全・安心懇話会等を開催し、意見交換を行っています。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
奈良県食品安全・安心 懇話会の開催	2 回	2 回	2 回	消費·生活安全課
意見交換会等の開催	1~2 回	1 回	1~2回	

2 食品の安全に関する情報提供・公開の推進

【基本方針】

消費者が安全で安心できる食品を選択するため、自らが食品に関する全般的な知識・判断 基準を持てるようになることが必要です。このことから、科学的な情報収集・蓄積を図ると ともに、保有する情報についてもホームページ・広報誌等により県民が利用しやすい情報と して提供・公開します。

また、生産者、食品等事業者による食品の安全・安心に関する情報の自主的な公開を促進します。

安全安心に関する情報提供

ホームページの整備・充実を行い、安全安心に関する各種情報の迅速な提供を行います。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
ホームページアクセス	8,000件	4,664件	8,000件	消費·生活安全課
数				

未承認医薬品の危害防止

健康食品を選ぶ際やインターネットによる個人輸入の際の留意事項などをホームページへ掲載し、また健康展での展示などにより県民への情報提供を行っています。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
健康展入場者数	2,500人	947 人	5,000人	薬務課

畜産物の普及推進

奈良県産畜産物の新鮮さや安全性を、イベントなどへの参加を通して県民へ広くPR します。また県内畜産ブランドについて、生産、流通、販売に関する情報を一元管理し、 ホームページ等による情報発信を行っています。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
大和畜産ブランドの	8,000件	12,307件	8,000件	畜産課
情報発信(HP アクセス数)				

食育の推進

食育とは、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、「食」を大切にする豊かな人間性を育むことです。本県では奈良県食育推進計画に基づき、「食」を通じて、健全な心身を培い、豊かな人間性を育み、男女とも健康寿命日本一をめざすことを基本目標とし、食育の推進を図ります。

平成 25 年度に県民の健康寿命の延長に寄与する要因を特定する研究を実施した結果、「減塩」は健康寿命に寄与する健康行動の一つと判明したため、「減塩対策」と「野菜摂取の推進」に重点をおいた取組を進めています。

≪減塩対策・野菜摂取推進の具体的な取組≫

- ① 減塩ツール(紙芝居や適塩ソング等)を活用した地域食育講座 の開催や高血圧の人のための減塩教室の実施支援
- やさしおべジ増し宣言
- ② スーパーマーケット等における中食の減塩、野菜摂取の増量対策「やさしおべジ増しプロジェクト」の実施
- ③ 県民一人ひとりの健康的な食習慣の実践をめざし、「私(我が家)のやさしおべジ増し宣言」を募集

また、食の安全・安心確保に関する取り組みとして、食育推進リーダーに対する研修会や給食を提供する施設に対する研修会を実施します。

食育は地域の特性に応じた取り組みが必要であり、より県民に身近な存在である市町村における推進が重要であることから、市町村食育推進計画の推進を支援します。

《なら健康長寿基本計画の食育に関する重点健康指標》

指標	最新値	目標(R5)	備考
食塩摂取量 (g/日)	男性:10.6g(H28) 女性:9.2g (H28)	男女とも 8g 以下/日	健康推進課
野菜摂取量(g/日)	男性:279g (H28) 女性:263g (H28)	男女とも 350g 以上/日	健康推進課
低栄養傾向 (BMI20 以 下) の高齢者の割合	21.2% (R4)	22. 0%	健康推進課



奈良県食育推進ロゴマーク

食育の普及啓発を進めるため、奈良県の食育のシンボルとする奈良県食育推進ロゴマーク を作成し、積極的に活用することにより、奈良県の食育の推進を図ります。

3 食品の安全・安心に関する教育活動

【基本方針】

消費者が自ら安全・安心な食品を選択し、安全に消費するのに必要な知識を得られるよう、消費者教育の充実を進め、普及啓発を図ります。

特に、学校教育等を通して、正しい食事のあり方と望ましい食習慣を身につけるための食育の充実を図り、食品の安全性に関する知識や消費者教育などを推進します。

栄養教諭を中核とした食育の推進

栄養教諭等が中心となって、学校の内外において家庭や地域と連携を図りながら、食育推進を図ります。

○食に関する授業・地場産物を活用した献立の実施





○消費者教育における関係機関との連携







<奈良県消費・生活安全課担当者による情報提供、グループ討議、意見交換会>

	取組目標	R4 年度実績	R5 年度目標	備考
食	小学校	67.0%	増加	健康・安全教育課
食育の日	中学校	67.0%	増加	「食育推進状況 調査より」
日の取組	高等学校	18.0%	増加	W47TT 01 2
組	特別支援学校	70.0%	増加	
く全指体	小学校	97.9%	増加	
指導計画	中学校	82.4%	増加	
過に基	高等学校	100.0%	増加	
至づ	特別支援学校	100.0%	増加	

学校における食育推進研修会の開催

学校教育において、食育の重要性や食に関する選択力の育成につなげる指導を実施するために、指導者(教職員等)の資質向上を目的に研修会を開催します。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
研修会開催回数	4 回	4 回	4 回	健康・安全教育課

4 食品表示適正化の推進

【基本方針】

「食品表示法」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「計量法」等食品表示関連法に基づく表示の適正化について食品等事業者を啓発します。

また、食品表示サポーター制度を設け、消費者が安心して選択できる食品表示の推進を図ります。

食品表示の適正化

- ①景品表示法
 - 不当な景品類や不当表示の防止のための啓発・取締りを行います。
- ②食品衛生監視指導

食品衛生監視指導計画に基づく監視指導を実施します。特に、夏期・年末一斉取締りにおいては、食品表示法など食品表示関連法に基づく監視指導を実施し、適正表示の推進を図ります。

- ③食品表示サポーター及び「食品表示 110 番」の設置 県民から食品表示サポーターを募集し、食品表示法を中心に食品表示の適正化の推進を図ります。
- ④計量法に基づく表示の試買調査

商品の試買調査を行い、計量法に基づく内容量及び表示の適正化を図ります。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
食品表示に関する景品表	随時調査	随時調査	随時調査	消費·生活安全
示法にかかる調査				課
食品衛生監視指導計画に	10,402 回	3,784 回	6, 109 回	
基づく監視指導				
食品表示サポーター	100名	42 名	100名	
登録者数				
食品表示サポーターからの	2回/年	0回/年	2回/年	
通報に基づく特別調査				
試買調査の実施回数	年 12 日	年 12 日	年 12 日	産業振興総合セ
試買数	(中元期、	(中元期、	(中元期、	ンター
	年末年始期)	年末年始期)	年末年始期)	
	240 個	217 個	230 個	

5 県産食品の信頼性の確保

【基本方針】

消費者と生産者等が相互に理解を深め「顔の見える関係」を築くため、生産者等が実施するイベント活動等への支援を行い、地産地消運動の推進を図ります。



環境負荷低減事業活動の推進

土づくりと、化学肥料・化学農薬の使用量の低減により環境負荷の少ない農業を 推進するとともに、それに取り組む生産者の実施計画を認定しています。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
環境負荷低減事業	_	_	6名	農業水産振興課
活動実施計画新規				
認定数				

県内畜産物の普及推進

奈良県産畜産物の新鮮さや安全性を広くPRし、奈良県産畜産物の普及及び消費拡大を図ります。また、大和肉鶏や大和牛などの畜産ブランドの流通推進事業を支援しています。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
イベントへの参加による	2 回	0 回	3 回	畜産課
大和畜産ブランドのPR				



本物の味 奈良特産 大 ん 肉 終 大和肉鶏農業協同組合









地産地消の推進

県と協定を締結した農産物直売所における残留農薬モニタリング調査を実施し、消費者に安全安心をアピールすることにより、直売所の活性化を図ります。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
残留農薬モニタリング調 査件数	40 検体	40 検体	41 検体	豊かな食と農 の振興課



第2節 生産から流通・消費における食品の安全確保の推進

1 生産段階における指導・監視の強化

【基本方針】

1 農産物について

農薬の使用にあたっては、農薬取締法に定める適正使用を推進するため、啓発並びに 指導・監視を行い、食品としての安全確保を推進します。

消費者の安全・安心の確保及び信頼される手段として、生産履歴の情報開示を推進します。

2 畜産物について

飼料及び動物用医薬品の使用にあたっては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、医薬品医療機器等法、動物用医薬品の使用に関する省令の定める適正使用を推進するため、啓発並びに指導・監視を行い、食品としての信頼確保を推進します。

消費者の安全・安心の確保及び信頼される手段として、生産情報が開示できる仕組みの推進を行い、食品としての信頼確保を推進します。

- 3 養殖生産物(食用に供するものに限る)について 水産用医薬品の使用にあたっては、医薬品医療機器等法等に定める適正使用指導・監 視を行い、食品としての安全確保を推進します。
- 4 特用林産物(食用に供するものに限る)について 農薬の使用にあたっては、農薬取締法に定める適正使用を推進するため、啓発並びに 指導・監視を行い、食品としての安全確保を推進します。

農薬の適正使用の推進

農薬の適正使用を農業者、農薬販売店等の農薬取扱者へ指導するとともに、消費者に対しては農薬への理解の促進を進めます。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
講習会開催数	1 回	1 回	1 回	農業水産振興課
リーフレット・パ゚ンフレット配布数	1,000枚	1,000枚	1,000枚	

環境保全型農業の技術普及

環境負荷の低い生産技術普及のため、県内産地で技術実証圃を設置し、新技術実証を 行います。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
技術実証圃設置数	4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所	農業水産振興課

養殖生産物の安全性の確保

水産用医薬品などの養殖資機材の使用状況を調査し、水産用医薬品の適正使用の巡回 指導を行います。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
巡回指導者数	15 経営体	6 経営体	10経営体	農業水産振興課

動物用医薬品の取締り

動物用医薬品販売業の許認可及び指導・検査等を実施します。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
動物用医薬品検査数	21 件	27 件	12 件	畜産課

病性の鑑定

家畜の疾病診断及び畜産物の検査を行います。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
家畜疾病診断及び畜産物	2,789 検体	2,139 検体	2,140 検体	畜産課
検査数				

薬剤耐性菌への対策

動物用医薬品の危機管理対策として、薬剤耐性菌の検査を実施します。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
薬剤耐性菌検査	6 株	2 株	6 株	畜産課
	12 薬剤	12 薬剤	12 薬剤	

養鶏の安全性確保

鶏卵肉の品質の検査を行います。また鶏の衛生検査や動物由来感染症のモニタリング 調査等を実施します。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
鶏卵肉の品質検査	80 検体	58 検体	60検体	畜産課
(鶏卵肉、鶏糞、環境材料)				

死亡牛に対する全頭検査

96ヶ月齢以上の死亡牛に対して、BSE検査を実施します。 (H30までは48ヶ月齢以上対象)

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
BSE 検査頭数	30 頭	22 頭	30 頭	畜産課

特用林産物生産者等への技術講習会

特用林産物生産者や一般県民を対象とした技術講習会などの開催をしています。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
きのこ栽培研修会	1 回	1回	1 回	森林資源生産課
生産者向け技術指導	随時	随時	随時	
(森林技術センター)				

2 製造、加工、調理段階における監視・指導の強化

【基本方針】

食品の製造、加工、調理段階については、食品衛生法に基づく監視・指導を充実させ、併せて、食中毒原因菌等微生物汚染、異物混入、指定外添加物の混入等の事故を未然に防止するため、総合衛生管理製造過程(HACCP)の手法を取り入れた監視・指導を食品等事業者に実施します。

HACCP: Hazard Analysis and Critical Control Point

宇宙食の安全性確保の方法が応用されたもので、食品製造において食品安全 上問題が発生する要因を分析し、最も効率よく管理できる部分を連続的に管理して安全を確保します。

給食衛生管理について講習会の開催

学校給食衛生管理の基準に基づいて、衛生管理の徹底を図るため、栄養教諭・学校 栄養職員、調理従事者及び管理職対象に講習会を開催します。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
学校給食の衛生管理の 講習会	3 回	3 回	3 回	健康・安全教育課

食品製造・加工に対する監視指導

製造・加工営業施設については、規格基準に適合する食品等を製造・加工するため 衛生上講ずるべき措置について、法的基準の遵守を監視指導し、食品等の安全性確保 を図ります。加えて、ガイドラインやHACCPの普及啓発により、食品等の安全性 の確保を図り、安心できる食品が消費者に提供されるよう推進していきます。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
総合衛生管理製造過程製	1 回	0 回	0 回	消費·生活安全課
造施設に対する監視回数			※該当施	
			設がなく	
			なったた	
			め。	
ならハサップ施設に対す	58 回	16 回	61 回	
る監視回数				

3 流通段階における監視・指導の強化

【基本方針】

県内に流通する食品の安全性確保のため、生産及び加工・製造施設並びに卸売り・量販店に対し、食品衛生監視指導計画等を策定し、効率的な監視・指導を実施し、食品表示関連法に基づく表示及び食品保存状況の適正化を図ります。

また、食品の仕入元・販売先の名称等の記録の作成・保存を指導します。

食品衛生監視指導計画に基づく監視指導

食品の流通施設に対しては、食品表示及び食品保管状況の適正化等が行われ、また 記録の作成・保存等がされるよう、食品衛生監視指導計画に基づき監視指導を実施し ます。

- ○食品表示内容の検査機関による確認
- ○中央卸売市場における施設・食品流通の監視指導

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
食品衛生監視指導計画に 基づく監視回数	10,402 回	3, 784 回	6, 109 回	消費・生活安全課
食品検査 (遺伝子組換え食品)	4 検体	2 検体	4 検体	
食品検査(食品添加物等)	575 検体	384 検体	560 検体	
ふきとり検査	240 検体	228 検体	240 検体	

薬事監視指導・未承認医薬品の危害防止

食品の広告の中で医薬品的な効能効果を標榜するものに対して監視指導を行います。 また、苦情等に対し迅速効率的に対応するため、インターネットを利用した広告監視 を行います。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
監視施設数	50 施設	2 施設	25 施設	薬務課

4 試験検査体制の充実

【基本方針】

科学的な監視・指導の実施及び食品に起因する健康被害の予防並びに事故発生時に即応するため、人材の養成・資質の向上、並びに検査機器の整備に併せ、検査の信頼性確保のための体制を充実します。

検査機器の整備と精度管理

検査内容の多様化に対応できる検査体制(機器整備及び高度な検査技術)を確保し、 検査を効果的に実施できるようにします。また外部機関検査による精度管理を行いま す。

R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
2 検査機関	2 検査機関	2 検査機関	消費・生活安全課
8 項目	8 項目	8 項目	
1 検査機関	1 検査機関	1 検査機関	畜産課
6 項目	6 項目	6 項目	
	2 検査機関 8 項目 1 検査機関	2 検査機関 2 検査機関 8 項目 8 項目 1 検査機関 1 検査機関	2 検査機関 2 検査機関 8 項目 8 項目 1 検査機関 1 検査機関 1 検査機関 1 検査機関

5 食品の安全に係る調査の実施

【基本方針】

食品の残留農薬及び有害微生物等の実態について、調査及び情報収集を実施するとと もに、食品に係る環境汚染物質についても調査及び情報収集に努めます。 また、県産食 品については、農薬及び動物用医薬品の使用実態を調査します。

食品衛生監視指導計画に基づく監視指導

有害な食品、規格基準等に適合しない食品の排除を目的とし、食品衛生法に基づき各種検査を実施します。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
農薬モニタリング検査	103 検体	103 検体	103 検体	消費・生活安全課
遺伝子組換え等の表示	4 検体	2 検体	4 検体	
食品添加物等検査	575 検体	384 検体	560 検体	
食中毒原因検査	随時	40 検体	随時	

食肉・食鳥肉の衛生検査

と畜検査(牛・馬・豚・めん羊・山羊)及びTSE スクリーニング検査(BSE検査含む)を実施します。

※TSE: Transmissible spongiform encephalopathy (伝達性海綿状脳症)

これには「BSE (牛海綿状脳症)」も含まれます。



取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
食肉衛生検査事業 ・と畜検査(牛・馬・豚・ めん羊・山羊)	法定検査の 実施*	10, 413 頭	法定検査の 実施	消費・生活安全課
• TSE スクリーニング検査 (BSE 検査含む)	关 爬	15 頭	关 爬	

*:BSEスクリーニング検査については、平成29年4月1日より、健康牛における検査が廃止となり、24ヶ月齢以上の牛のうち生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものについてのみ引き続き検査を実施することになりました。

未承認医薬品による危害の防止

健康食品の買上調査を実施し、有害成分(医薬品成分等)検査などを実施し、健康被害の発生や拡大を防止します。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
健康食品の買上調査	5 検体	3 検体	5 検体	薬務課

環境汚染の防止対策

河川、地下水や大気中の有害物質について調査し、農産物が生育する環境の汚染を監視します。

取組目	標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
河川等の水 (健康項目、 境項目、要語等) 地下水の水 (健康項目、 項目等)	質調査 生活環 監視項目 質調査	89地点 延べ88項目 1~12回/年 33地点 延べ51項目 1回/年	89地点 延べ88項目 1~12回/年 33地点 延べ51項目 1回/年	90地点 延べ88項目 1~12回/年 31地点 延べ51項目 1回/年	水資源 政策課
大気環境の調査	VOC 金属類、 アルデヒド 類等	3地点 金属類 3 地点 アルデヒド類 2地点 延べ21項目 12回/年	3地点 金属類 3 地点 アルデ とり 類 2地点 延べ21項目 12回/年	3地点 金属類 3 地点 アルデヒド類 2 地点 延べ 21 項目 12回/年	環境政策課
ダイオキ シン類の 調査	大気 土壌 水質 底質 地下水	6地点 2回/年 8地点 1回/年 4地点 1回/年 4地点 1回/年 4地点 1回/年	6地点 2回/年 8地点 1回/年 4地点 1回/年 4地点 1回/年 4地点 1回/年	6地点 2回/年 8地点 1回/年 4地点 1回/年 4地点 1回/年 5地点 1回/年	水資源政策課

学校給食用食品の点検

年1回各市町村及び県立学校において食品の点検を行います。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
点検食品数	300 品目	331 品目	300 品目	健康・安全教育課

6 自主管理体制の推進及び支援

【基本方針】

食品等事業者が、安全確保のため総合衛生管理過程(HACCP)の手法を取り入れた 自主管理体制を確立できるよう技術的支援及び助言を行います。

学校給食に関する指導助言

学校給食衛生管理基準に基づく学校給食施設等の自主点検及び定期・日常点検を実施 するよう指導します。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
定期・日常点検実施率	100%	100%	100%	健康・安全教育課

HACCPの普及啓発

食品衛生法の改正に基づき、令和3年6月1日からHACCPに沿った衛生管理が完全に制度化され、原則すべての食品等事業者の皆様に「HACCPに沿った衛生管理」に取り組んでいただくことになりました。

食品等事業者の皆様は、「一般的な衛生管理」及び「HACCPに沿った衛生管理」に関する基準に基づき衛生管理計画を作成し、その計画に基づき衛生管理を実施し、実施した内容を記録します。必要に応じて、清掃・洗浄・消毒や食品の取り扱い等について具体的な方法を定めた手順書を作成します。また、衛生管理計画及び手順書の効果を定期的に振り返り、修正等が必要か内容を見直す必要があります。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
ならハサップ認証施設数	65 施設	61 施設	65 施設	消費・生活安全課

*本県では、平成27年7月1日からHACCP導入の普及促進を図り、より安全な食品の流通を目指すため、奈良県HACCP自主衛生管理認証制度(ならハサップ)をスタートさせ、実施してきました。原則すべての食品等事業者に「HACCPに沿った衛生管理」が求められることとなったため、HACCPの普及啓発、自主的衛生管理の推進を目的とした本制度は、一定の役割を果たしたと考え、終了させいただくことになりました。認証期間の終了時期は、令和8年度末とし、新規及び更新認証の手続きについては、令和5年度末に終了します。

食品衛生巡回指導

食品衛生協会の食品衛生指導員が食品営業者を巡回して訪問し、自主衛生管理など食品衛生について指導を行います。

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
食品衛生指導員による	10,000	22, 197	6,000	消費·生活安全課
巡回指導回数	施設	施設	施設	

7 食品の安全に係る関係機関との連携強化

【基本方針】

- 1 部局間の情報の共有化 関係部局・機関は、食品の安全に係る情報の共有化を図り、環境汚染の影響等を含め、 総合的に食品の安全確保を図ります。
- 2 関係自治体との連携強化 食品の安全・安心確保に関する情報については、関係自治体と相互に連携し、効果的 な普及啓発事業の指針や監視・指導の強化に努めます。
- 3 国への要望等 食品の安全・安心の確保に重要な役割を持つ国には、食品の安全・安心確保対策の強 化を働きかけます。

厚生労働省・消費者庁・他自治体との連携

食品が全国に流通し、都道府県をまたいだ広域的な事件が発生する中で、厚生労働省・ 消費者庁や他自治体との連携は重要であり、連携を進めていきます。

- ○全国食品衛生主管課長連絡協議会
- ○近畿地域食の安全・安心行政推進連絡会議
- ○奈良県食品安全・安心推進本部(奈良市及び庁内)
- ○奈良県食品表示連絡協議会
- ○近畿広域連携協議会
- ○その時期の課題に関する政府要望



第3節 新たな食品安全行政に対応するための体制等の充実

1 奈良県食品安全・安心推進本部等の設置

【基本方針】

なら食の安全・安心確保の推進基本方針は、県民の健康の保護を最優先にした新しい 食品安全行政に対応するための指針です。

この指針に従いより的確に県民の「安心」と「信頼」を確保するための施策づくり及び推進管理を行う機関として奈良県食品安全・安心推進本部を設置し、また、消費者・生産者・製造加工業者・流通販売業者等の施策づくりへの参画が今まで以上に重要であることから関係者からなる奈良県食品安全・安心懇話会を設置しています。

生産・流通・販売者及び消費者、行政の意見交換

農産物の採取から加工、流通、販売の各段階における事業者、及び消費者を代表し委員を招き、食の安全・安心に関する意見交換を行います。

主な意見交換の例:

広域食中毒事件等に対する県の対応、奈良県HACCP自主衛生管理認証制度について

取組目標	R4 計画	R4 実績	R5 目標	備考
奈良県食品安全・安心 懇話会の開催数	2 回	2 回	2 回	消費・生活安全課

2 行政対応窓口の一元化

【基本方針】

生産から消費までのすべての過程において展開する各種施策の方向性を定め、総合的に対応するため、関係部局間の連携に重点をおいた総合的な窓口を整備します。

食品表示関係法取扱部署の一元化

食品の表示制度については、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)など、複数の法律により規定されており、その利便性や制度間の整合的運用の問題が指摘されていました。

平成27年4月1日より食品表示法が施行され、相談窓口の一元化(ワン・ストップ・サービス)のもと、消費者や事業者に的確で分かりやすい相談を供し、また食品の安全行政に係る総合的な推進を目指し、体制整備を行っています。

3 危機管理体制の充実

【基本方針】

食品の生産から消費にかかわる関係者を原因として発生する危害の拡大防止及び健康被害等に対し、迅速かつ適切に対応するための危機管理体制の整備・充実を図ります。

危機管理にむけた体制の整備・充実(1)

危機発生時に、関係機関と速やかに連携し行動できるよう、連携体制や基準、マニュアルを準備し、継続的に見直しを行います。

方針、要領等	内容	備考
奈良県健康危機	生命、健康の安全に関する危機管理の適正を図	福祉医療部
管理基本指針	ることを目的として、本指針に基づき、食中毒	文化・教育・くら
	健康危機管理実施要領、医薬品等事故健康危機	し創造部
	管理実施要領、各保健所健康危機管理マニュア	地域振興部
	ル、飲料水健康危機管理実施要領、感染症健康	
	危機管理実施要領等、規定しています。	
食中毒対策要	県関係機関及び国との連携を図り、迅速な情報	消費·生活安全課
領、食中毒処理	収集、患者・原因施設調査、検体検査及び措置	
マニュアル	等を行い、被害拡大を阻止します。また平時か	
	ら食中毒の発生防止に努めます。	

危機管理にむけた体制の整備・充実(2)

方針、要領等	内容	備考

奈良県感染症予防	健康危機管理の観点から、感染症情報の収	疾病対策課
計画	集、分析及び提供並びに患者に対する良質か	
	つ適切な医療の提供を推進します。	
	また、感染症の予防及び発生防止に努めま	
	す。	
未承認医薬品等に	未承認医薬品やいわゆる健康食品を原因と	薬務課
よる健康被害等拡	する健康被害に迅速に対応します。	
大防止要領		
奈良県特定家畜	県関係課並びに市町村・関係機関との連携を	畜産課
伝染病防疫対策	図り、発生時には迅速な防疫措置を行い、ま	
本部設置要綱	ん延を阻止します。	
	発生時には、全庁的に迅速な防疫措置に取り	
	組み、まん延防止を図ります。	